

令和元年度 第1回鎌倉市防災会議

日時：令和2年1月23日（木）

14時00分～16時00分

場所：鎌倉市役所災害対策本部室

出席委員＝会長：松尾崇（鎌倉市長）、副会長：千田勝一郎（鎌倉市副市長）、山口幸市（湘南海上保安署長）、鈴木宣男（神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長）、池田工務部長（神奈川県藤沢土木事務所長代理）、立川直（企業庁鎌倉水道営業所長）、佐藤警備課長（鎌倉警察署長代理）、伊藤警備課長（大船警察署長代理）、小林昭嗣（鎌倉市共創計画部長代理）、高木明（鎌倉市歴史まちづくり推進担当担当部長代理）、奈須菊夫（鎌倉市行政経営部長）、齋藤和徳（鎌倉市市民生活部長）、平井あかね（鎌倉市こどもみらい部長）、森啓匡（鎌倉市健康福祉部長代理）、服部計利（鎌倉市都市景観部長）、関淳一（鎌倉市都市整備部長代理）、安良岡靖史（鎌倉市教育委員会教育長）、芥川忠（鎌倉市消防長）、大井勝則（鎌倉市消防団長）、佐藤紳也（日本郵便㈱鎌倉郵便局長）、茂谷浩子（東日本電信電話㈱神奈川西支店長）、村富利雄（東京電力パワーグリッド㈱藤沢支社長代理）、松井正徳（東京ガス㈱神奈川支社神奈川西支店長代理）、早坂均（湘南モノレール㈱総務課長）、正木重郎（鎌倉市自主防災組織連合会副会長）、山本真嗣（鎌倉市医師会理事代理）、木川康彦（陸上自衛隊第31普通科連隊第4中隊長）

専門委員＝山本忠雄（㈱総合防災ソリューション顧問）

事務局書記＝長崎防災安全部長、熊澤防災安全部次長、末次総合防災課長、森迫危機管理課長、井上総合防災課課長補佐、鈴木総合防災課がけ地対策担当係長、福岡総合防災課防災担当係長、影山危機管理課係長、遠藤総合防災課がけ地担当職員

議事録（概要筆記）

※敬称略

事務局 井上	<p>議題1「令和元年台風第15号、台風第19号に係る対応等について」説明いたします。資料1をご参照ください。</p> <p>はじめに、9月9日に鎌倉市に接近した台風第15号の対応状況について説明いたします。</p> <p>台風第15号は、9月9日午前5時前に千葉市付近に上陸しました。上陸直後の中心気圧は960ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は40mで、関東地方に上陸した台風としては、統計開始以来最強クラスとなりました。</p> <p>本市では、接近が予測された9月6日（金）の時点で対応を協議するため、災害警戒本部調整会議を開催し、8日（土）13時に災害警戒本部を設置。避難所開設に備え人員確保等を行い、同日16時に全庁対応で万全を期すため災害対策本部へ移行、避難所及びコールセンターの開設を決定しました。</p> <p>8日の気象状況については、10時51分に波浪警報、17時02分に大雨・暴風警報が発表されましたが、風雨が強まったのは日付が変わった9日未明で、鎌倉の総雨量は191.5mmでした。8日が37.5mm、9日が154.0mmという状況です。時間最大雨量は2時から3時までの1時間で51.5mmでした。また、最大瞬間風速は3時05分に45mを記録しました。</p> <p>この台風で二階堂地区の一部で崖崩れが発生。崩落現場から先の14世帯が孤立した状態となり、専門業者による対応を開始したところ規模が大きく、二次災害発生の危険性も高いことから、10日（火）午後には神奈川県を通じて自衛隊に派遣要請を行い、13日（金）14時30分までの間、作業に当たって頂き、除去した樹木及び土砂等は専門業者が搬送、処理を行いました。</p>
-----------	---

また、8日夜及び9日朝には公共交通機関の運転見合わせが相次ぎ、更に9日は東京電力管内で80万軒以上の停電が発生、本市でも最大11,200軒の停電が発生するなど、市民生活に大きな影響が発生しましたが、停電は12日（木）夕方までに概ね解消しました。

当日は気温・湿度も高く、停電した地区にお住まいの方々の健康への影響も心配されたことから、9日夜から、市内の停電が概ね解消した12日（木）夕方まで市役所及び各行政センター、停電している地区に近接する施設を休憩場所として開放いたしました。

なお、台風接近に伴い開設した市立小学校16校への避難者は83人、その後、停電対応として開設した施設の利用者は106人でした。

また、台風第15号における主な被害は、家屋被害 全壊2棟、半壊15棟、その他、がけ崩れ101件、倒木558件となっています。

続いて、台風第19号の対応状況について説明致します。

台風第19号は、10月12日（土）19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上へ抜けました。

本市では、接近が予測された8日（金）の時点で対応を協議するため、災害警戒本部会議を開催し、避難所開設に備え人員確保や台風第15号で被害があった箇所の確認等を行い、11日（金）までに3回の会議を開催し、台風への備えを行いました。その中で、11日18時に市立小学校16校を自主避難所として開設し、併せてコールセンターを設置することを決定しました。

その後、12日（土）8時30分に全庁対応で万全を期すため災害対策本部へ移行し、災害対応にあたりました。

気象状況については、12日（土）6時23分に暴風警報が、7時05分に大雨警報が発表され、9時28分に高潮、洪水警報が発表されました。風雨が強まったのは12日早朝からで、市内の総雨量は降り始めから12日22時まで、217.0mmでした。時間最大雨量は12時から13時までの1時間で26.5mmでした。また、最大瞬間風速は20時39分に51.0mを記録しました。

避難情報の発令状況については、12日8時10分に避難準備情報を発令、9時55分に高潮警報発表に伴う避難勧告、14時05分に関谷川水位上昇による避難勧告、17時20分に土砂災害警戒情報に伴う避難勧告を発令しました。

また、12日から13日にかけて公共交通機関の計画運休、運転見合わせが相次ぎ、更に12日は東京電力管内で40万軒以上の停電が発生、本市でも最大約17,900軒の停電が発生し、この停電に伴い一部地域が断水するなど、市民生活に大きな影響が発生しました。避難者の状況ですが、市立小学校16校に1,374人、土砂災害警戒情報発表に伴う避難勧告に対応するために開設した深沢行政センターへの避難者は5人でした。

台風第19号による、本市で現在まで把握している主な被害ですが、建物被害は全壊2棟、半壊9棟、その他、がけ崩れ12件、倒木229件となっており、人的被害は発生しませんでした。

今後、これらの台風で明らかとなった課題解決に努めるとともに、今後、台風等の風水害の発生が増加する事も予想されることから、関係機関と更なる連携体制の強化に努めてまいりたいと思います。

ここで、台風第19号後の市内の被災現場の映像をご覧ください。

撮影は本市と協定を締結している鎌倉ドローン協会によるもので、令和元年10月21日、22日に被災現場の様子をドローンにより空撮したものとなります。

映像は、最初に二階堂の自衛隊が作業を行った現場、玉縄の栄光坂の様子です。映像は

	<p>約7分程度です。</p> <p>今回の映像は、被災後1か月以上が経過した時点で撮影したものです。被災直後の状況を上空から把握しておくことが応急復旧を進める上でも効果的であるといったご意見もいただいておりますので、引き続きドローン協会との連携を密にし、最新技術の活用を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>続きまして、地図システムによる台風第15号、第19号の被害状況の説明を行います。</p>
事務局 末次	<p>それではGISシステムを用いた台風被害状況の説明をいたします。</p> <p>現在、総合防災課では防災施設等管理台帳システム“GISシステム”を用いて、市内約1,400箇所にある街頭消火器や150箇所にある防災行政用無線や避難誘導標識などの管理を行っています。</p> <p>今年度は、住宅地図に津波浸水想定図などのハザード情報を重ねる作業を行っているところです。</p> <p>今回、このシステムに台風第15号と19号の倒木、がけ崩れの情報を、試行的に地図上にプロットいたしましたので参考としてご覧ください。ここに土砂災害警戒区域、イエローゾーンを重ね合わせます。</p> <p>ほとんどの倒木がイエローゾーン内で起きたことが分かります。</p> <p>今お見せしている地図情報は、参考として作成したものとなりますが、今後、このGISシステムを活用し、災害情報の共有化を図れるよう検討を進めたいと考えています。昨年の台風対応では、情報共有の部分でも課題がありましたので、今後課題解決に向け様々な取り組みを進めてまいります。</p>
会長	<p>引き続きまして、本日までご出席の各機関の皆さまから、昨年の台風に際しての課題・対応した内容や状況等がございましたら、順次ご紹介いただければと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
東京電力パワー グリッド(株)	<p>台風15号では、鎌倉市では約11,200軒が停電。玉縄や二階堂でがけ崩れが起きるなどし、樹木倒壊による電柱・電線の損傷により停電が長期化しました。台風19号では、鎌倉市では約17,900軒が停電したものの、15号と比べれば、概ね1日と短期間で停電が解消しました。</p> <p>当社HPの停電情報は、高圧線の通電状況を反映しています。このため、“隠れ停電”と言われる、低圧線や引込線で異常がある場合はシステムでは反映できません。周辺が通電しているのにご自宅のみ停電しているなどの場合は、お客様からカスタマーセンターにお知らせいただき一軒一軒対応しています。東京電力管内では、従来は検針メーターであるスマートメーターが8割方設置されているので、通電有無の確認に活用してまいりたいと思います。</p> <p>内部で対応検証委員会を立ち上げ、来夏までの短期的・向こう3年の長期的な対応方針を定めました。代表的なところでは、各機関への協力要請、現地の被害状況の把握を第一優先に行うこと、立入困難箇所へのドローン導入、停電長期化時の自治体連携体制の強化、来夏までに自治体ごとにリエゾン派遣者を事前に専任者を設定しリスト化すること、低圧線以下の停電状況の把握向上については来夏までにスマートメーターデータを活用した低圧需要家の停電発見を目標とするなどしています。</p>
山本専門委員	<p>自治体へのリエゾンですが、実行性があるのか、また、何人が派遣されるのか教えてください。</p>
東京電力パワー グリッド(株)	<p>実際に機能するかは今後検証してまいります。派遣は1名で、名簿で貼り付けていくことになります。</p>
東京ガス(株)神奈	<p>ガス管はほとんど土中埋設なので今回の台風被害はありませんでした。地震では、震度</p>

川支社	5以上で止まります。マイコンメーターは100%設置されていますので安全に止まりません。ご自身で復旧可能です。復旧方法が分からない等コールセンターに電話をいただいた場合には伺って対応しています。
湘南モノレール 株	15号では駅設備に一部損壊があり、運休せざるを得ない時がありました。沿線を点検したところ、近隣地から竹・樹木などの軌道接触があり走行区域を支障したことから、運行開始までに約7時間を要し、台風の破壊力・被災の関係・当社の脆弱性等を目の当たりにし、計画運休の必要性を認識することとなりました。19号では、この経験をもとに初めて、予め周知の上計画運休を行いました。 この場をお借りしてのお願いなのですが、軌道に近接する市有地等でモノレールの走行区域に支障を生じさせる箇所の樹木を特定するなど、予め点検し対応いただきたく、よろしくお願い申し上げます。
鎌倉市自主防災 組織連合会	玉縄地域在住です。なぜあれだけの土砂が流出したのか、考えてみました。あの道路は50年程前に作られました。50年間の間に落葉が積もって土になり、樹木が大きく育ってしまったのだと思われます。しかし、その下は岩盤なので固く、根が深くは入りません。言わば、かつらのような状態で、繁茂した樹木ごと、かつらが風に飛ばされて下に落ちたような感じだと思っています。それで、倒木等のために電線を痛め電柱を倒し、あれだけの被害となってしまいました。今後は、落葉を定期的に掃除し樹木は適宜伐採して土壌の負担を軽くする必要があると考えます。復旧には一年半ほどかかると聞いております。私ども玉縄地域としても、土砂災害や洪水などいろいろな災害に対し、今後どのようにするのがよいのか研究してまいりたいと考えております。
鎌倉市医師会	市内では一部病院で一部損壊や、非常用電源で対応したものの受入れの停止等、停電による一部機能停止が見られました。そのため、EMISを使って病院の被災状況を把握しつつ、必要であれば応援をするというDMAT待機をやっているところです。その点で、行政機関とは連携できていませんでした。今後、鎌倉市防災・災害医療アドバイザーの委嘱を受ける医師会の先生方もいらっしゃるし、避難所の状況など、コーディネーターとしての役割を進めていきたいと思っております。 医師会と連携しながら、湘南鎌倉総合病院としても関与していく予定です。
陸上自衛隊第 31 普通科連隊	15号の二階堂の現場を指揮しました。市・市民からの協力・支援により、3日間で復旧することができました。こういった事態に備えるため、訓練が大事であると考えます。必要であれば、東電さん等の関係機関を含め昨年の問題点等を踏まえて、また、海・空も交えて、連携していく必要があるのではないかと感じます。 土砂災害警戒区域のイエローゾーンについては、認識の共有という点で情報提供いただければと考えます。二階堂の現場もそうでしたが、鎌倉市内には狭隘な道路があり、自衛隊が入る際には統制いただく必要があります。これは訓練に取り入れていく必要があります。また、住民の日ごろからの意識の持ちようが非常に重要です。がけ地近くに住まわれている方への意識付けは、時期を問わず、耳だこ作戦で行っていく必要があります。
湘南海上保安署	5市4町を管轄しています。15・19号ではサーファーやジェットスキーで浜に戻れなくなる人がいましたが、鎌倉消防にほとんど対応いただきました。幸いにも、台風15・19号では海難事故等はありませんでした。ただ、15号では隣の建設中のセーリングセンターの壁が飛散し、こちらの庁舎に一部損壊が生じたことなどがありました。江の島ではヨットが横転したり流出したりしました。19号は15号の経験を基に事前準備を行ったと思われ、停電の他には島内に被害はありませんでした。経験上、弱い台風の方が人的被害があります。

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	県有各施設・県有緑地等被害甚大でした。鎌倉市民から 150 箇所近く通報があり被害が多かったため、検証を進めているところです。現在、応急復旧を終え、本格的な再建に向けて進んでいるところです。台風への早急な対策として、県では緊急的アクションプランの策定を考えています。新年度予算に合わせ、近々公表予定です。令和 2 年度は、鎌倉市でも被害が多かった県有緑地など集中的にハード整備を行います。この中には地域防災計画強化のための財政的支援も盛り込まれています。
神奈川県藤沢土木事務所	大雨が降るときは、水防体制として河川・道路部局が常駐します。台風前・通過中・通過後の 3 日間、人員を増強し対応しています。134 号線の稲村ガ崎三丁目付近は高波による台風被害で道路擁壁が破損し道路沈下が起きたため、片側通行を余儀なくされました。応急復旧工事は昨年 11 月に完了し、12 月の国の災害査定を受け、市と調整しながら本格復旧に向けた工事を行ってまいる予定です。県管理 2 級河川である神戸川の腰越二丁目の神戸橋下流の護岸 15m の崩壊被害については、災害復旧工事の途中で、業者が決まり次第工事に着手します。
企業庁鎌倉水道営業所	15 号では浄明寺・玉縄地区に、19 号でも停電により水の出が悪くなったため応急給水を実施しました。今回の台風での特徴的な点は、直接的な被害が無くても停電により断水が起これるということです。 市長にお願いしたいことが 2 点あります。①連絡体制の確保。市に電話をかけても繋がらなかったためです（*後日神奈川県防災行政通信網専用電話を使用する旨確認済）。②応急給水体制の構築。協議会のような場を設けての会議・現場レベルでの応急給水訓練を市とともに実施したいと考えています。
鎌倉警察署	15 号では海沿いに被害が多くあり、信号が滅灯するなど多くの対応が必要でした。下馬ガード下では車一台が水没するなど 5 時間近く対策が必要であり、J R が不通のため交代要員が出勤できなかつたりもしました。15 号の反省を踏まえ 19 号では、警察でも側溝清掃したり藤沢土木や市に依頼したりして冠水はしませんでした。19 号では高潮がありましたので道路にいる人を排除せざるを得ませんでした。全般的にみて、関係各機関と共に対策が取れたと思っています。 夏のオリンピックが実施できるような対策ができればと思っています。
大船警察署	住民の災害リスクととるべき行動の理解促進の必要性を感じました。避難の説得をしても、家の片付けなど日常生活を再開しようとする方がおり大変驚いたからです。一人一人の心の持ち方で対応が変わってきます。様々な想定で訓練を行うことが肝要です。訓練でできないことは実際でもできません。様々な想定のもと、関係機関が手を取り合って具体的な体験型訓練を取り入れていきたいと考えます。 お願いとして、山ノ内など、市民は取り残された感が非常に強いという現状があります。応急の措置など一刻も早く行い、各機関においても可能な限りの対応をお願いしたいと思います。
日本郵便(株)鎌倉郵便局	郵便局は、15 号の台風の影響で配達が遅れました。お客様にはお詫び申し上げます。19 号では、極めて異例でしたが、15 号を踏まえ神奈川県内全域で業務を行わないという決定が本社でなされ、配達業務をストップしましたが、お客様に周知する時間がありませんでした。これを機に、業務の実施について、お客さまや従業員の身の危険を勘案し、現場の郵便局長判断が可能と社内規定が変更になりました。市へお願いなのですが、コールセンターが開設されていても電話が込み合っていて繋がらなかったのが代わりに連絡して欲しいという要望がご高齢のお客様から窓口寄せられたものですから、連携をとって対応を考えてまいりたいと思います。
東日本電信電話	15・19 号では避難所等の W i - F i を無料開放しました。19 号では故障等の復旧等の

<p>㈱神奈川西支店</p>	<p>対応にエリア横断的支援が行われ、東京や西日本からの応援体制を組みました。比較的早めに復旧できたので今後もやってまいります。連絡体制・情報共有として、掲示板のように使えるプラットフォームを作りました。1/22 の日経産業に記事が取り上げられていますので、ご覧いただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>いただいたご意見等で市で対応できるところは、市もしっかりと対応してまいります。それでは、次に、「地域防災計画（風水害等災害対策編）の改定予定について」事務局から説明願います。</p>
<p>事務局 末次</p>	<p>議題（１）ウ、地域防災計画（風水害等災害対策編）の改定について説明いたします。現在、本市の地域防災計画は「地震災害対策編」、「風水害等災害対策編」、「資料編」の３編で構成されており、「地震災害対策編」は平成２９年３月に、「風水害等災害対策編」は平成２７年２月にそれぞれ改定しています。</p> <p>昨年の台風を受け、市では現在、課題解決のため様々な取り組みを行っているところですが、地域防災計画（風水害等災害対策編）の大規模な改定が平成 26 年度以降行われていないことから、令和 2 年度から地域防災計画（風水害等災害対策編）の改定に着手したいと考えています。</p> <p>具体的には、予防対策として、がけ崩れ・土石流対策の充実、予防対策・応急対策共通の事項として、災害時情報収集、提供体制の拡充、災害対策本部組織体制等の拡充、要配慮者対策、孤立化地域への対策、広域連携・受援体制の拡充、避難所の指定やペット対策を含めた避難所運営、など、昨年の台風対応で浮き彫りとなった部分を中心に見直しや拡充を図るとともに、前回の改定以降の国、県等の計画の整合を図った内容に改訂することを想定しています。</p> <p>改訂の大まかなスケジュールは令和 2 年度に改訂の基本方針を定め、令和 3 年度に改定を行う予定です。</p> <p>このため、来年度、令和 2 年度については、改定の方向性や、追加項目、見直し項目の洗い出しを行うとともに、関係機関との調整を行いたいと考えています。</p> <p>関係機関の皆様は、ヒアリング等を行うことも考えておりますので、ご協力お願いいたします。</p> <p>なお、後程報告申し上げます、神奈川県による津波警戒区域の指定が行われる場合、地域防災計画（地震災害対策編）の改定も必要となることから、この場合、併せて地震災害対策編の改定作業も行うこととなります。</p> <p>来年度の防災会議において、改定作業の進捗状況の報告を行うとともに、改訂の基本方針を作成した上で、計画改訂につなげてまいります。</p>
<p>会長</p>	<p>本件議題につきましてはご了承いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>（了承）</p> <p>ここまでの議論をお聞きいただいて、山本専門委員からコメントをいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>山本専門委員</p>	<p>鎌倉市が当初から万全の体制で備え、感心しているところです。</p> <p>しかし、各部長には次に申し上げることをよく聞いていただきたいと思います。</p> <p>15 号・19 号を全国的に見ると、対応が甘かったと思います。千葉県・断水の長期化・世田谷区など自治体HPが閲覧しにくくなったところがあること等が挙げられます。また、被害のあった自治体の中にはハザードマップの浸水区域等に公共機関が入っているのに避難計画が策定されていませんでした。備蓄倉庫が浸水し、2 万食がダメになったところもありました。</p> <p>今回の台風 15・19 号では市民らが殺到し、収容能力を上回るパンク状態となったとこ</p>

	<p>ろがあり、風雨が強い中で入場を断られたり他の避難所へ移動するように促された例を報道等でご覧になった方も多いと思います。罹災証明書の発行も遅れました。</p> <p>ご覧いただいている図は西日本大豪雨の被害があった、徳島県某市の洪水ハザードマップです。浸水予想地域の中には住宅、商業施設などのほか、市役所、消防署、学校、幼稚園、避難所予定施設、病院、介護老人施設等があります。これを見て、浸水予想地域内での被害を防ぎ、あるいは軽減するために執るべき対策は何だと思いますか。</p> <p>ほとんど考えられていないという現状があります。</p> <p>災害予防は、被害予測と対策の検討から、施策へ反映させることが非常に重要です。</p> <p>次は、鎌倉市津波ハザードマップです。浸水区域内に介護老人ホーム・病院・学校等があります。想定区域内での被害を防ぎ、あるいは軽減するために執るべき対策は何ですか。</p> <p>例えば、住民には避難先施設の選定・周知、要支援者には避難支援計画の策定、市役所・消防署・学校・幼稚園は避難計画の策定、病院・介護老人施設は避難確保計画の作成・訓練、が必要になります。</p> <p>どの程度できているのでしょうか。実効性があるかが重要です。既に平成 29 年に水防法は改正され避難計画の策定は義務です。</p> <p>各所管部長が協力しながら全庁体制で進めてもらいたいと思います。</p> <p>「防災の不作為は人の命を危険にさらす」こととなります。この認識をもって点検・見直しをしていただいたらよいのではないのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>ご指摘の件はしっかりと対応を検討してまいります。</p>
<p>事務局 鈴木</p>	<p>報告事項（１）「滑川水系滑川、神戸川水系神戸川の洪水浸水想定区域の見直しについて」報告します。</p> <p>近年、これまでの想定を上回る豪雨が発生していることなどから、避難体制等の充実・強化を図るため、平成 27 年 5 月に水防法が改正されました。</p> <p>この改定により「洪水浸水想定区域」の対象とする降雨が従前からの「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められたことなどから、神奈川県が「浸水想定区域」の見直しを行っており、鎌倉市域においては、平成 30 年 1 月 26 日に柏尾川の浸水想定区域の見直しが行われたところです。</p> <p>この度、鎌倉市域において、滑川及び神戸川についても、浸水想定区域の見直しが行われましたので報告します。</p> <p>滑川及び神戸川につきまして、神奈川県により、水防法第 14 条第 1 項の規定に基づく浸水想定区域が指定され、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間が定められた旨、同条第 3 項の規定に基づき神奈川県から鎌倉市に「令和元年 12 月 20 日付け、河第 1867 号」により「洪水浸水想定区域の指定」について通知がありました。</p> <p>お手元の配布資料 A 4 の資料 2 が通知文書です。</p> <p>通知内容は「滑川水系滑川、神戸川水系神戸川」に関する浸水想定区域の指定についてであり、指定に伴い「洪水浸水想定区域（想定最大規模）」「浸水継続時間（想定最大規模）」「洪水浸水想定区域（計画規模）」が公表されました。</p> <p>大きな変更点については、「想定雨量」をこれまでの「計画雨量 7 4 mm/時間」から「想定最大雨量 3 0 9 mm/2 4 時間」に変更したことです。</p> <p>配布した資料の 2 枚目の A 3 図面（資料 2-1）は、「想定最大規模」という新たな視点を取り入れた「滑川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」で、3 枚目の A 3 図面（資料 2-2）は、以前の想定と同じ「滑川の計画規模の洪水浸水想定区域図」です。</p>

	<p>また、4枚目のA3図面（資料2-3）も、「想定最大規模」という新たな視点を取り入れた「神戸川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」で、5枚目のA3図面（資料2-4）も、以前の想定と同じ「神戸川の計画規模の洪水浸水想定区域図」となっています。</p> <p>「想定最大規模」と「計画規模」を比較すると、「計画規模」において、浸水想定が無かった地区が、「0.5m未満の区域」として黄色く着色されていることや、「計画規模」において「0.5m未満の区域、黄色い表示」であるところが、「想定最大規模」においては、「0.5m～3.0m未満の区域、薄い赤表示」となっていること等（一部3.0m～5.0m未満の区域、濃い赤表示）が確認できます。</p> <p>今回の滑川・神戸川の浸水想定区域の見直しを受け、鎌倉市としては、ハザードマップの見直しを行っていくこととなります。</p> <p>現在の鎌倉市の「洪水・内水ハザードマップ」については、平成22年3月に作成したものであり、神奈川県が管理している3河川「柏尾川・滑川・神戸川」については、従前までの想定雨量「柏尾川は100年に1回程度の大雨292mm/24時間」「滑川・神戸川は、30年に1回程度の大雨74mm/1時間」による浸水想定区域図をベースとしています。</p> <p>この度、鎌倉市域で管理している3河川「柏尾川・滑川・神戸川」について、神奈川県が「想定最大規模の浸水想定区域」を指定したことを受け、鎌倉市として今後は「浸水想定区域（想定最大規模）」に基づきハザードマップを作り変える事とします。</p> <p>今年度、本市で実施している「防災情報等管理システム機能追加業務委託（公開型GIS）」において、GISに「想定最大規模の浸水想定図」を入力し、今後、令和2年度の早い時期にホームページで公開していくことを予定しています。</p>
<p>事務局 福岡</p>	<p>報告事項（2）「津波災害警戒区域の指定に向けた神奈川県の方針について」報告します。</p> <p>津波災害警戒区域の指定に関する神奈川県の方針について、例年報告させていただいておりますが、令和元年度は小田原ブロックが警戒区域に指定されましたので、これを踏まえて説明いたします。資料3をご参照ください。</p> <p>東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震津波が発生し、甚大な被害をもたらしました。このような想定を超える大規模な災害から「なんとしても人命を守る」という考え方をもち「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に施行され、この基本指針をもとに、神奈川県が津波浸水想定を平成27年に公表しています。</p> <p>県は、津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針を平成31年3月に策定し、これに基づき、小田原市、真鶴町及び湯河原町の3市町から成る小田原ブロックをモデル地域として指定に向けて調整、住民説明会と各市町長の意見聴取を経た上で同意を得て、令和元年12月24日に小田原ブロックを警戒区域に指定しました。</p> <p>小田原ブロックは、警戒区域に指定されたことにより、今後、地域防災計画の改定、基準水位を反映したハザードマップの作成、避難施設の指定、避難確保計画の作成を進めることとなります。</p> <p>この警戒区域の指定に伴って表示される「基準水位」とは、津波浸水想定での浸水深に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した値を加えて定めるものです。</p> <p>警戒区域の指定で、土地利用な開発行為等に対し規制はかかりませんが、区域内の宅地や建物の売買等及び賃借等については、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。</p>

	<p>「令和元年度神奈川県津波対策推進会議」が令和元年12月19日に開催され、この中で、県は警戒区域の指定を全県に広げていくこととしていますが、令和2年度の区域指定の考え方は令和2年3月に決定すると予定しています。</p> <p>警戒区域指定の効果として、基準水位が設定されることで津波から避難する上での有効な高さが想定でき、明確な数値をもって周知することで適切な避難行動につながることで、学校や社会福祉施設等の要配慮者施設等の避難確保計画の作成・訓練が義務化することでの確かな避難行動につながることで、指定避難施設等の指定・容積率の緩和ができるようになること、が挙げられます。</p> <p>市としては、今後の小田原ブロックの警戒区域指定の効果を注視し、引き続き近隣市町と情報共有を図りながら、区域指定に向けた動向を注視してまいります。</p>
<p>事務局 末次</p>	<p>それでは、報告事項（3）その他について、2点報告いたします。</p> <p>まず、来年度、令和2年度の訓練計画について説明いたします。</p> <p>令和2年度の主な訓練予定ですが、例年同様、6月に土砂災害避難訓練、7月に海水浴場等津波避難訓練、9月にシェイクアウト訓練の実施を予定しています。</p> <p>また、実施時期は未定ですが、災害ボランティア設置運営訓練と多数遺体取扱訓練を実施する予定です。</p> <p>例年8月下旬に実施している総合防災訓練ですが、令和2年度はオリンピック・パラリンピックの開催時期と重なるため、これを11月の実施とし、津波避難をテーマとした総合防災訓練を行う予定です。</p> <p>訓練の詳細はこれから詰めていきますが、住民等の避難訓練に加え、避難所運営訓練などを実施する予定です。訓練の概要が決まり次第改めてご案内いたします。訓練実施に向け、協力をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。</p> <p>2点目は、南海トラフ地震の対応についてです。</p> <p>令和元年5月31日より、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されました。これに伴い、市では情報発表時の市がとるべき対応について災害対策本部会議を開催し、確認を行ったところです。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に対応した計画の策定については、本来であれば従来計画の改定を今年度中を目途に目指していたところですが、台風の対応が生じたことから、計画の改定には至っていない状況です。</p> <p>計画の早期策定に向け、今後、関係機関と調整を行いながら計画の改定を行ってまいりますので、その際にご協力をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>以上をもちまして、鎌倉市防災会議を終了いたします。</p> <p>議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p>

(16:00 終了)